



自然の景観はひろく国民に解放さるべきで、多くの人にそれを自由に觀賞できる途が開かれるのは望ましいことである。一般論としては、この論旨に異論のある人はあるまい。しかし、すべて物には容量がある。交通機関でも建物でも、収容力には限度がある。定員を越すときは、乗車制限や入場制限が必要となる。景観は公共のもので、国民には誰にもひとしく解放さるべきであるが、それが私有地でなくとも、それを觀賞するための方法、手続きには、制約を必要とする場合があることはやむをえない。たとえば、ある地域の観光用の道路を車道とするか歩道にとどめるか、あるいは全く道をつけずにおくかというような判断は、その地域の状況によって違ってくる。ケーブルをつけることの可否などもそうである。

それは国宝や重要文化財級の、美術品や建築などの場合に明らかである。正倉院は一年中解放されているわけではない。誰も好きなときに自由に鑑賞できるわけではない。桂離宮なども参観者は、人数も、参観時間も制限されていて、一般の公園や

動物園や美術展などとは違った方法で管理されている。重要な文化財は、永久に後世に伝え残すべき国民共有の貴重な財産であって、細心の行き届いた管理を必要とするからである。自然の一部にも、それに劣らぬ重要な国民共有の文化財とみなすべきところがある。特別自然保護区というのは、本来、学術的にそういう意味をもっているのである。

米国では、一九七〇年にできた「国家環境政策法」によって空港や道路や原子力発電所などを新しく建設する場合には、環境に対する影響の事前評価を実施している。わが国の環境庁は無秩序な自然破壊を防ぐために、去る四月に施行された「自然環境保全法」に基づいて、植物群落の状況により自然を十段階に分けた植生図を作り、重要度に従って適切な環境保全策をたてる方針であるという。いわば、緑の国勢調査である。これももちろん必要なことであるから、早く作業を進めて実行に移してもらいたいものである。(会長)

自然保護の要諦